

令和4年度 介護保険料について

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係[内線156~159]

6月中旬から下旬にかけて、被保険者へ令和4年度介護保険料納入通知書を送付します。
令和4年度の介護保険料は、令和3年度の介護保険料から変更ございません。

◆保険料の納付方法

■ 65歳以上の方の保険料の納め方 ■

年金額が年額18万円以上の方

特別徴収

偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に支払われる年金から、1回につき2カ月分の保険料が天引きとなります。

※ただし、以下のような場合は一時的に普通徴収になります。

- 年度途中で他の市町村から転入されたとき
- 4月の時点で年金を受け始めていないとき
- 年度の途中で65歳に到達したとき など

年金額が年額18万円未満の方、 老齢福祉年金を受給している方

普通徴収

北斗市が指定する金融機関で納付書もしくは口座振替などで納めてください。

- 便利で確実な口座振替をご利用ください。
介護保険被保険者証・預金通帳・通帳届出印を持参して、指定の金融機関・郵便局へお申し込みください。

● 特別徴収の方の保険料

前年度から引き続き特別徴収の方は、原則として、4月・6月・8月分は前月（2月）と同額の保険料が天引きされます。（年度が始まる4月の段階では前年の所得が確定していないためです。）前年の所得が確定後、令和4年度の保険料が正式に決まり、10月以降（本徴収）は、年額保険料から4月・6月・8月分の合算額を差し引いた残額を3回に振り分けて天引きされることになります。

ただし、保険料が大きく変わる方などについては、6月と8月で調整して徴収額を平均化する場合もあります。

令和3年度			令和4年度						
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
			仮徴収 (2月と同額の保険料)	調整期間 (保険料が大きく変わる方などについては、調整して徴収額を平均化する場合があります。)			本徴収 (年間保険料額から8月までに収めた分を差し引いた額を3回にわけて徴収します。)		

児童手当現況届の提出について

現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係や所得額など）を満たしているか確認するために、6月末までに提出していただく書類です。

(3) 離婚協議中で配偶者と別居されている方
(4) 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
(5) 令和3年度以前の現況届が未提出の方
(6) その他、北斗市から提出の案内があった方

令和4年6月の児童手当制度の一部変更に伴い、市では令和4年度から毎年6月1日現在の状況を公簿等で確認します。児童の養育状況が変わっていないければ、現況届の提出は不要です。ただし、次の(1)~(6)に該当する方は現況届の提出をお願いいたします。

現況届の提出が必要な方には、手続きの案内・申請に必要な書類を送付いたしますので、必要事項を記入のうえ6月末までに提出願います。また公簿等で確認できない方については、別途ご案内いたします。

当する方は現況届の提出をお願いいたします。

- (1) 配偶者からの暴力等により、住民票と住所地が実態と異なる方
- (2) 支給要件児童の戸籍や住民票がない方

問

*現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

市役所子育て支援課
子育て支援係

[内線165]